

国保料引き下げに不可欠な国庫負担増  
そのために「意見書採択」大運動を

2025.5.12 2つの意見書採択運動のための学習交流会  
大阪社保協 事務局長 寺内順子

# 国民健康保険制度の足下の状況①

## 1. 被保険者の状況 ⇒被保険者数は大きく減少、高齢化は進行、低所得

### ①被保険者数

…被保険者数は直近10年間で1,000万人減少している（平成24年度:3,466万人⇒令和4年度:2,413万人）。

②年齢構成…高齢化が進行。ただし団塊世代の後期移行により、令和4年度に65～74歳割合は低下（R3:45.5%⇒R4:44.8%）平均年齢も令和4年度に低下（R3:54.4歳⇒R4:54.2歳）

③属性構成…最大割合の無職は45.3%、被用者は32.0%（適用拡大で被用者割合は低下見込み）。

④所得…平均月額所得は8万円（協会けんぽは14.5万円）

## 2. 保険者の状況 ⇒厳しい財政状況、小規模保険者の増加

①単年度収支（R4）…都道府県：▲1,067億円（黒字14、赤字33）

市町村：▲125億円（黒字778、赤字938）

国保組合：63億円（黒字76、赤字84）

赤字自治体は概ね減少傾向

R4決算では増加

（R3：638市町村・▲349億円）。

### ②小規模保険者

・小規模保険者数は増加傾向。全保険者数の3分の1が被保険者数3千人未満。

・市町村国保の職員数はほぼ横ばいだが、専任職員は減少傾向（H26：13.6千人→R4：12.9千人）

③法定外繰入の状況（R5）…1,220億円（対平成29年度▲532億円）で着実に削減。

## 国民健康保険制度の足下の状況②

### 3. 保険料の状況 ⇒保険料は増加するが水準統一により平準化、収納率は上昇し堅調

①1人当たり保険料調定額…上昇傾向（市町村：99,378円（R4）、国保組合：216,184円（R4））

※県内の市町村で地域差はあるが、保険料水準統一の過程で平準化される。

※都道府県間の1人当たり調定額の差は1.50倍（最大：東京都110,997円、最小：福島県71,502円）

②保険料負担率…市町村国保 9.5%（協会けんぽは7.2%）

③収納率…上昇傾向で推移（R4：94.14%）

### 4. 財源 ⇒保険料の割合の減少、公費・前期交付金の割合の増加

#### ○財源構成

・R7 予算ベースでは公費：保険料：前期交付金の割合は44%：22%：34%。

・推移としては、平成30年度の国保改革以後はほぼ変化なし。改革以前（公費（41%）、保険料（28%）、前期（30%））と比較すると、保険料負担以外の割合が増加。

### 5. 医療費の状況 ⇒医療費総額は減少するも、1人当たり医療費は増加

#### ①医療費総額

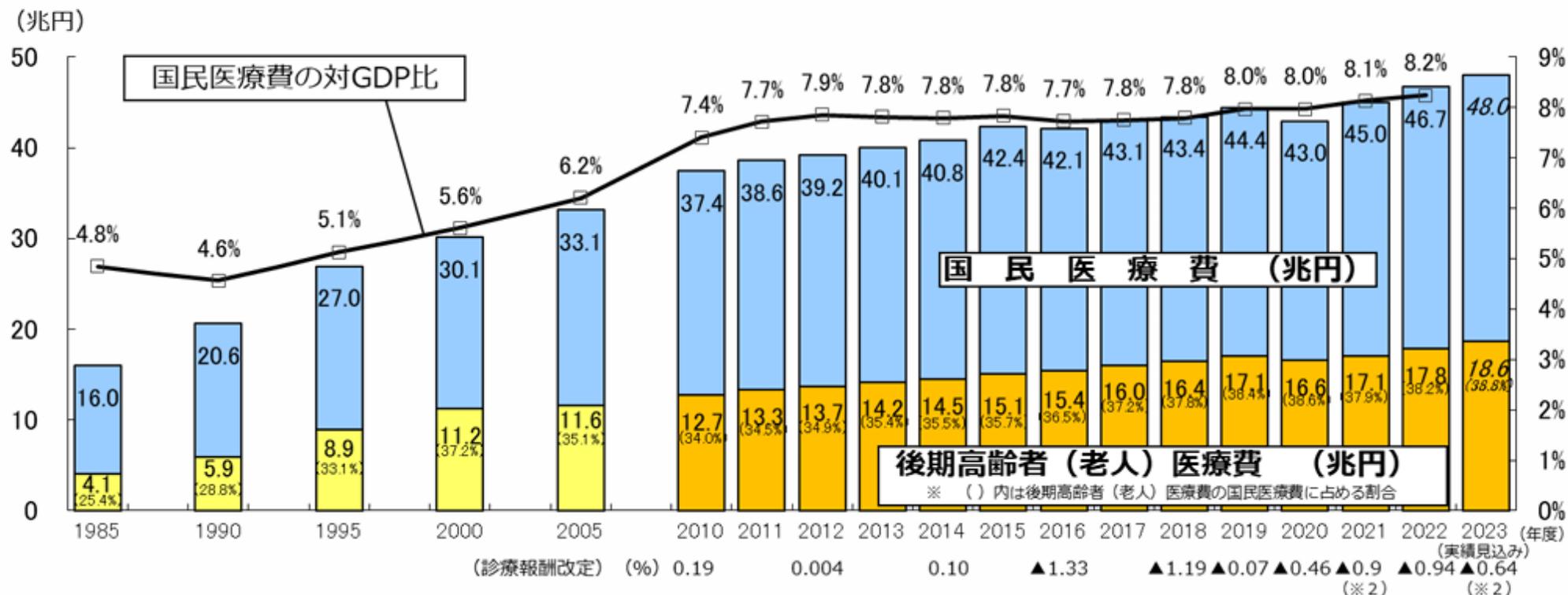
・被保険者数の減少の影響により減少（令和元年度：10.9兆円⇒令和4年度：10.1兆円）

#### ②1人当たり医療費

・増加（平成30年度：35.3万円⇒令和4年度：38.6万円）

※特に市町村国保の地域差大（【最大】佐賀県:50.3万円【最小】茨城県:35.1万円）

# 医療費の動向



(主な制度改正) 2000年以降

- 介護保険制度施行
- 高齢者1割負担導入 (2000)
- 高齢者1割負担徹底 (2002)
- 老人医療の対象年齢5年間で段階的引上げ (2002~2007)
- 被用者本人3割負担等 (2003)
- 現役並み所得高齢者3割負担等 (2006)
- 未就学児2割負担 (2008)
- 70-74歳2割負担(※1) (2014)
- 一定以上所得高齢者2割負担 (2022)

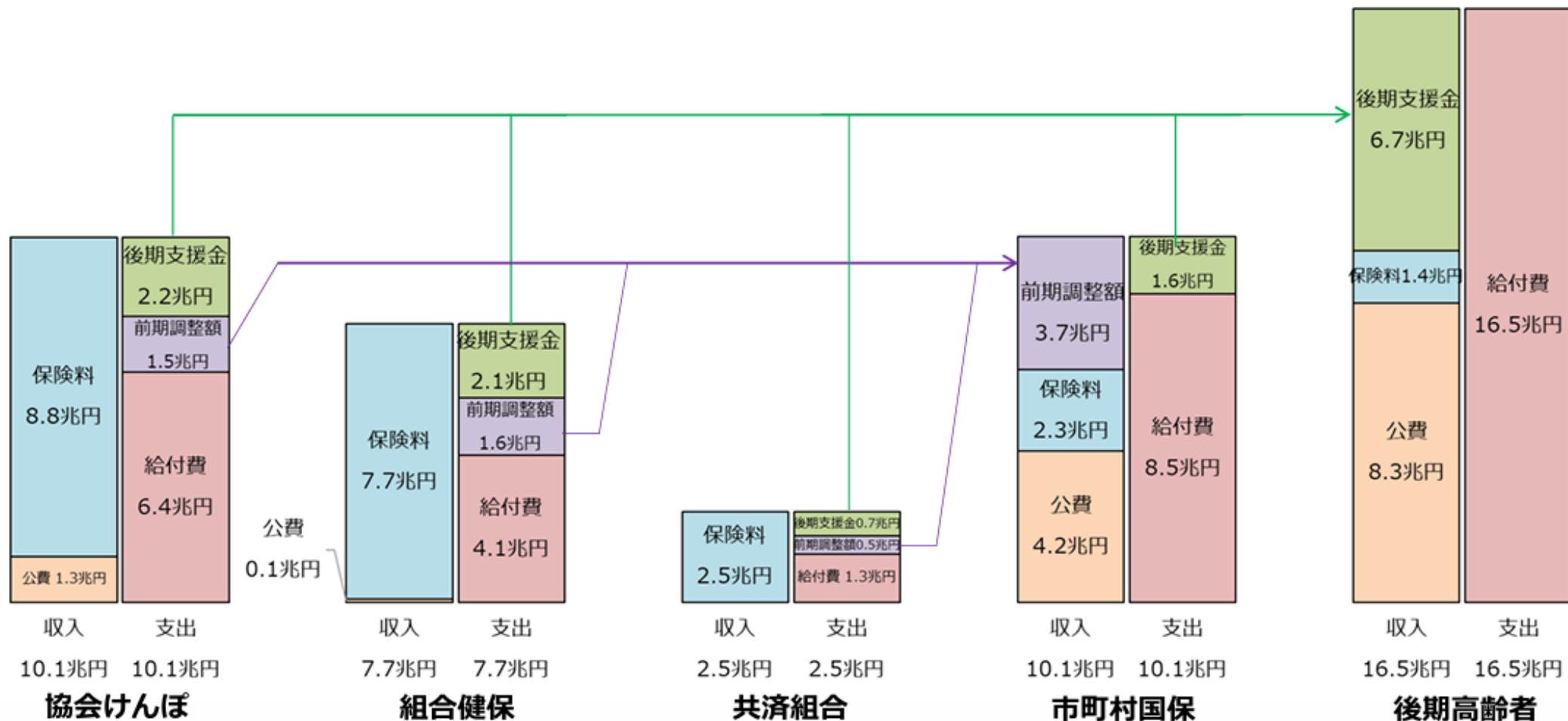
## <対前年度伸び率>

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2	4.8	3.7	2.9
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	0.6	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.9	3.1	4.5	4.5
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	0.8	1.5	▲1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.0	▲3.2	2.7	2.3	-

注1 GDPは内閣府発表の国民経済計算による。  
 注2 後期高齢者(老人)医療費は、後期高齢者医療制度の施行前である2008年3月までは老人医療費であり、施行以降である2008年4月以降は後期高齢者医療費。  
 注3 2023年度の国民医療費(及び2023年度の後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2023年度分は、2022年度の国民医療費に2023年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。  
 (※1) 70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。  
 (※2) 令和3年度と令和5年度については当該年度の医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算したものを。

# 制度別の財政の概要（令和4年度）

医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどによる財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みとなっています（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担しています（後期支援金）。





収入

支出

10.1兆円

10.1兆円

**市町村国保**

100億円  
単位

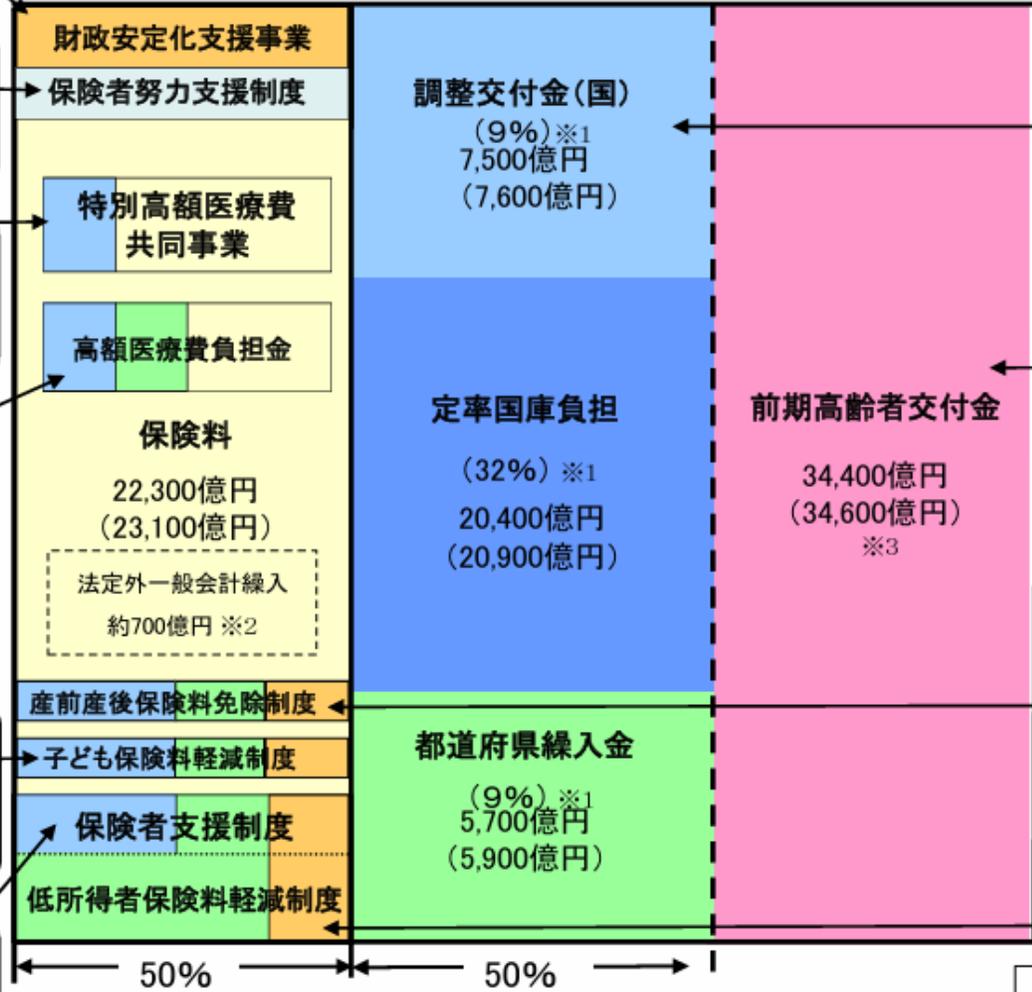
# 令和7年度の国保財政

【令和7年度予算案ベース】

(括弧内は令和6年度予算 ※括弧がないものは前年度同額)

医療給付費等総額： 約101,400億円 (103,400億円)

- 市町村への地方財政措置：1,000億円
- 保険者努力支援制度**
  - 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。  
予算額：約1,300億円
- 特別高額医療費共同事業**
  - 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。国庫補助額：60億円
- 高額医療費負担金**
  - 高額な医療費(1件90万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担。  
事業規模：3,600億円(4,000億円)、  
国庫補助額：900億円(1,000億円)
- 子ども保険料軽減制度**
  - 未就学児に係る均等割保険料について保険料額の5割を公費で支援。  
事業規模：80億円、国庫補助額：40億円  
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- 保険者支援制度**
  - 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。  
事業規模：2,600億円、国庫補助額：1,300億円  
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)



- 調整交付金(国)**
  - 普通調整交付金(7%)  
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
  - 特別調整交付金(2%)  
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。
- 前期高齢者交付金**
  - 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。
- 産前産後保険料免除制度**
  - 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を公費で支援。  
事業規模：15億円、国庫補助額：8億円  
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- 低所得者保険料軽減制度**
  - 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。  
事業規模：4,400億円(4,300億円)  
(都道府県 3/4、市町村 1/4)

**公費負担額**  
43,700億円 (44,800億円)

国計	31,400億円 (32,200億円)
都道府県計	10,500億円 (10,800億円)
市町村計	1,800億円 (1,800億円)

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から

※2 令和4年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額

※3 退職被保険者を除いて算出した前期高齢者交付金総額であり、実際の交付金とは異なる

# 国民健康保険（市町村）の財政状況等について

## 1. 国民健康保険(市町村)の財政状況

### ・収支状況

(億円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
212	▲939	2,054	▲67	▲1,067

※国民健康保険課調べ。決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額である。

### ・決算補填等目的の法定外一般会計繰入金

(億円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,261	1,100	767	674	748

※国民健康保険課調べ

## 2. 被保険者数

(万人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,752	2,660	2,619	2,537	2,413

※年度末現在の数値である。

## 3. 国民健康保険料(税)の収納状況等

### ・保険料(税)の現年度収納率

(%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
92.85	92.92	93.69	94.24	94.14

### ・保険料(税)の滞納世帯数等

(万)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
滞納世帯	267.1	245.0	235.3	208.1	194.8	190.0
短期被保険者証交付世帯	75.4	62.1	57.0	47.7	43.5	37.8
資格証明書交付世帯	17.2	15.1	12.4	9.9	9.2	8.2

※国民健康保険課調べ。令和5年は令和6年5月までにおける各保険者からの報告による数値である。

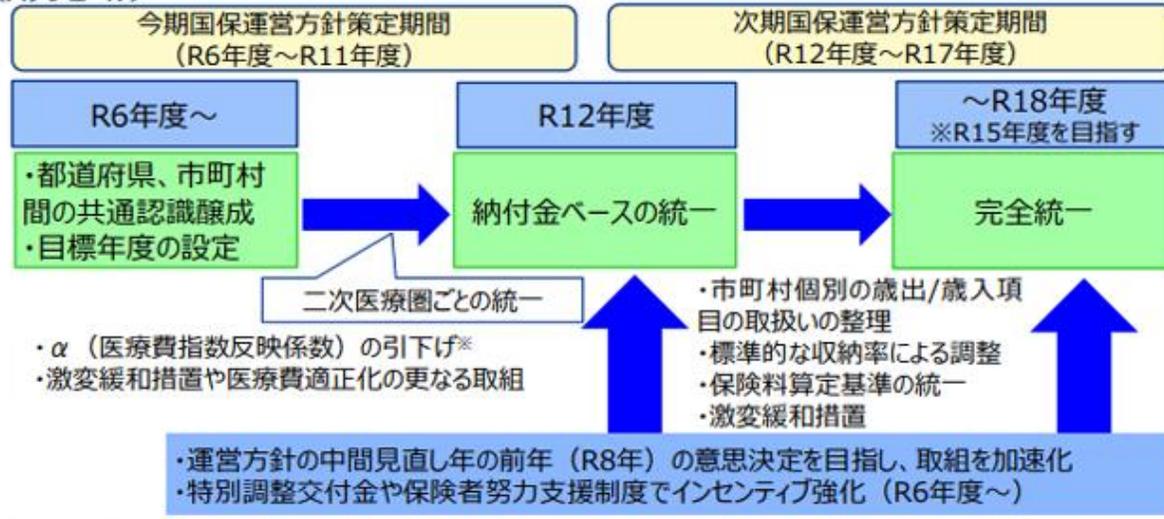
# 国民健康保険における保険料水準統一の加速化

保険者機能

- 平成30年度から都道府県単位化された国民健康保険制度においては、都道府県内のどの市町村に居住していても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料額となるよう、保険料水準の統一に向けた取組が進められており、令和6年6月に策定された「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」（厚生労働省）では、令和12年度までに全ての都道府県で保険料水準（納付金ベース）の統一を目指すことが明記された。

## ◆「保険料水準統一加速化プラン」（R6.6）

【スケジュール】



### 【統一の定義】

- （納付金ベースの統一）  
各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- （完全統一）  
同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

### 【統一の目標年度】

- 納付金ベースの統一  
令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一  
全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。

※  $\alpha$  は、各市町村の年齢調整後の医療費水準のおつきをどの程度各市町村が県に支払う納付金の配分に反映させるかを調整する係数。  
 $\alpha = 0$  であれば、各市町村は、年齢調整後の医療費水準の高低に左右されず、保険料を徴収の上、納付金を支払うこととなる。

## ◆各都道府県国保運営方針における取組予定

完全統一をR6年度に達成予定 2府県	完全統一の目標年度を定めている ※（ ）内は年度 19道県	納付金ベースの統一等の目標年度を定めている 16道県 (設定年度は記載省略)	納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない 10府県
大阪府、奈良県	(9)滋賀県、(11)福島県、大分県、(12)北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県、(12～17)広島県、(15)群馬県、(18)神奈川県、香川県、(未設定)三重県、長崎県	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、東京都、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、山口県、徳島県、愛媛県、鹿児島県	茨城県、新潟県、石川県、京都府、鳥取県(方針策定予定)、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

### 【改革の方向性】（案）

- 国民健康保険における保険料水準については、各都道府県内での被保険者間の受益と負担の公平性を確保する観点から、遅くとも令和12年度までに全ての都道府県で「納付金ベースでの保険料水準の統一」が実現するよう、必要な取組を早急に進めるべき。

# 保険料水準の統一に向けた都道府県ごとの状況

○ 令和6年度からの各都道府県の国保運営方針における、保険料水準の統一に向けた各都道府県の取組予定は下記のとおり。

● **完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県**

● **完全統一の目標年度を定めている都道府県**

- ・ R9年度：滋賀県      ・ R11年度：福島県、大分県
- ・ R12年度：北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
- ・ R12年度～R17年度：広島県      ・ R15年度：群馬県      ・ R18年度：神奈川県、香川県
- ・ 未設定(納付金ベースは達成)：三重県、長崎県

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること

● **納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県**

都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
岩手県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：次期期間中	長野県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
宮城県	・納付金ベースの統一：R8年度 ・完全統一：今後協議（独自基準統一：R12年度）	岐阜県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的に目指す
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：将来的に目指す	静岡県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
山形県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的な課題	愛知県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議
栃木県	・納付金ベースの統一：R10年度 ・完全統一：収納率較差が一定程度まで縮小された段階から実現	山口県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
千葉県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：段階的に進める	徳島県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的に目指す
東京都	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：段階的に進める	愛媛県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議 ・統一保険料をベースに収納率格差を反映する準統一：R15年度
富山県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議	鹿児島県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：今後協議

※ 納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $a=0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること

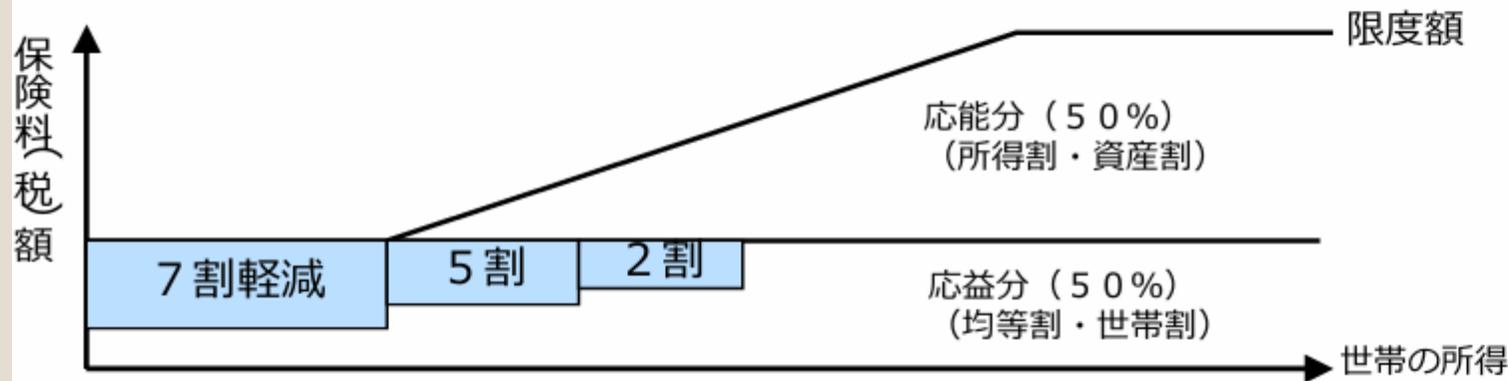
● **納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない都道府県**

- ・ 茨城県、新潟県、石川県、京都府、鳥取県(運営方針R7.3策定予定)、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県<sup>76</sup>



# 国民健康保険料（税）の軽減

- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料（税）により賄うこととされている。
- 保険料（税）については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- **世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。**



(参考)  
 被保険者1人あたり平均均等割額  
 37,593円  
 ※介護納付金分を含まない。  
 ※算定額ベースの金額であり、軽減額等を差し引く前のもの。  
 ※出典：令和4年度国民健康保険事業年報

減額割合	対象者の要件（令和4年度） （例：3人世帯（夫婦40歳、子1人）夫の給与収入のみの場合）	世帯数		被保険者数		
			割合		割合	
7割	43万円以下 （給与収入 98万円以下）	541万	32.1%	691万	27.6%	
5割	43万円 + （被保険者数）× 28.5万円以下 （給与収入 195万円以下）	230万	13.7%	391万	15.6%	
2割	43万円 + （被保険者数）× 52万円以下 （給与収入 295万円以下）	182万	10.8%	312万	12.4%	
※世帯の給与・年金所得者が2人以上の場合は、43万円 + 10万円 × （給与・年金所得者の数 - 1）		全世帯	1,685万	100%	2,508万	100%

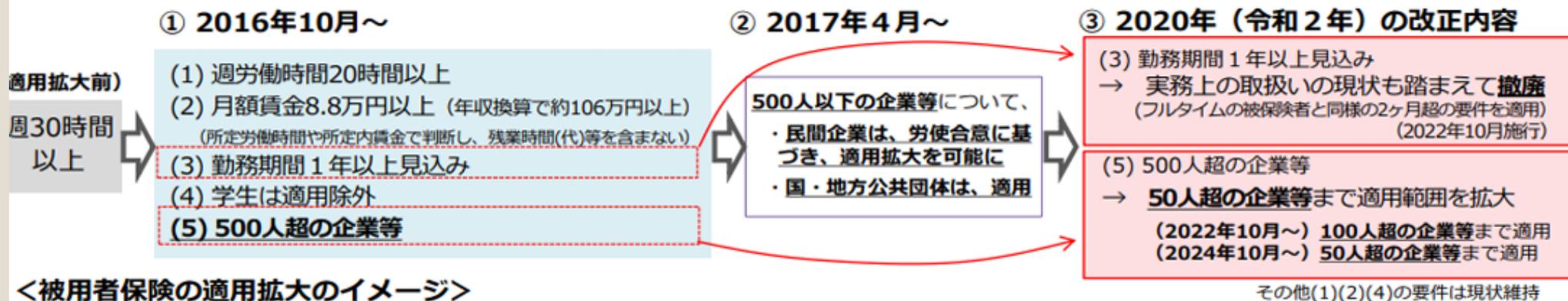
※出典：令和4年度国民健康保険実態調査報告

## 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

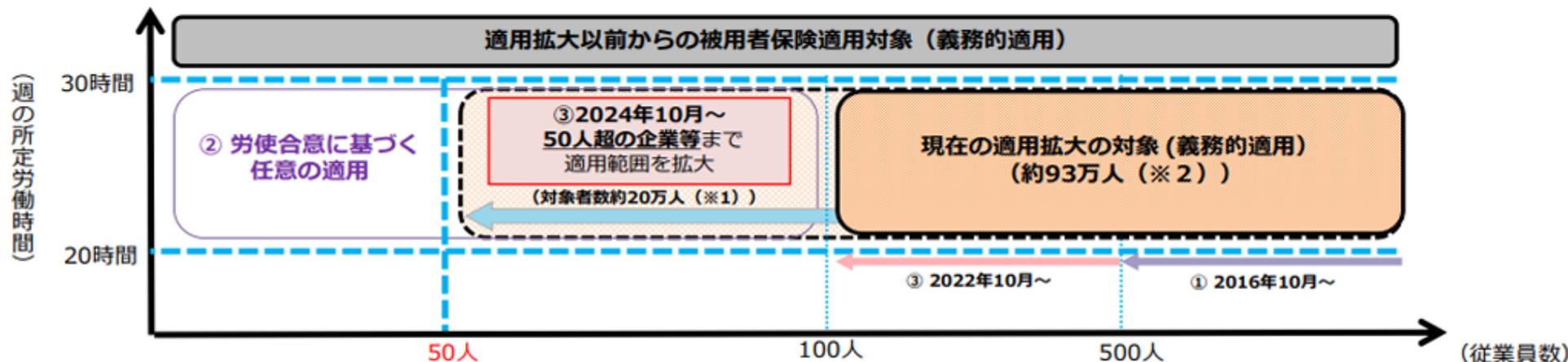
働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）**従業員500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ②（2017年4月～）**従業員500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。  
（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）
- ③ 令和2年の改正では、**従業員50人超の企業等まで適用範囲を拡大。**（100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））

※ 従業員数は、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定



### <被用者保険の適用拡大のイメージ>



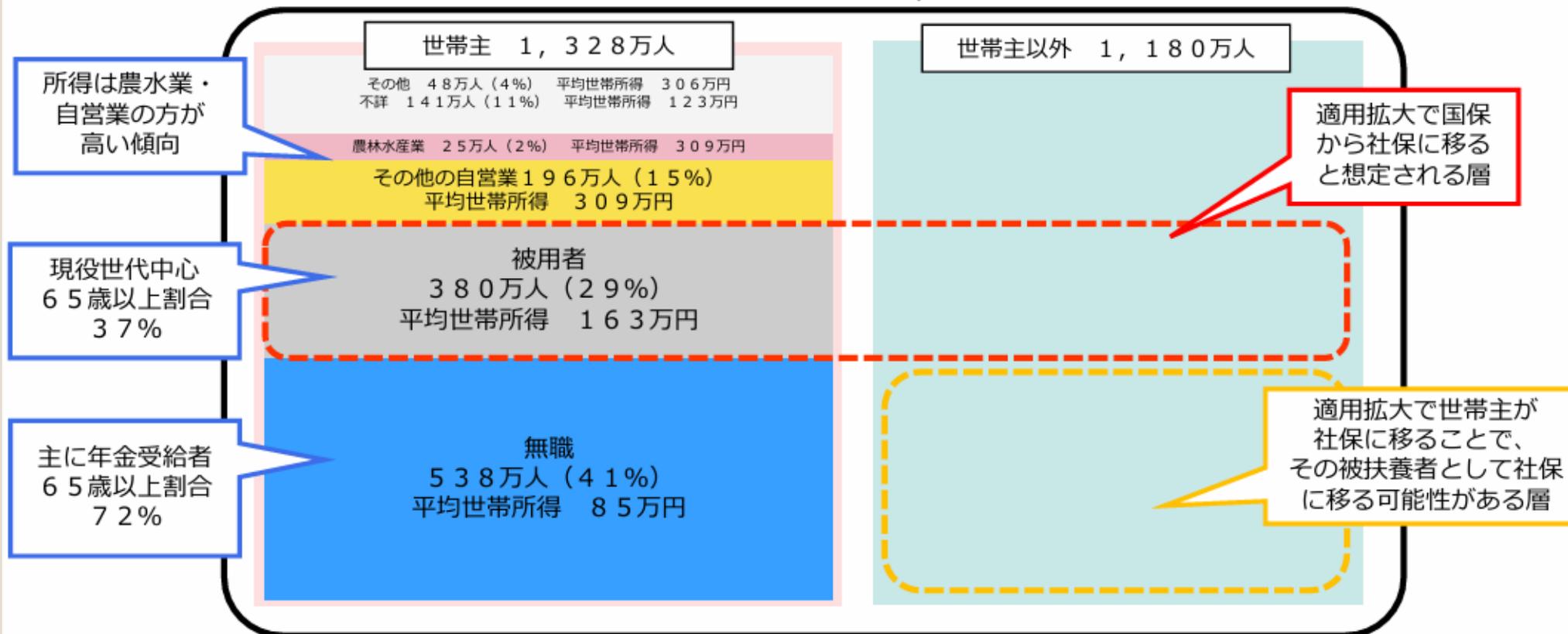
※1 令和2年度法改正時点の推計によるもの

※2 2024年5月末時点（厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報））

## 市町村国保の世帯の状況

- 市町村国保の世帯について世帯主の職業別に内訳をみると、無職が41%で高齢者中心、被用者は29%で現役世代中心。
- 世帯の平均所得をみると、その他の自営業、農林水産業で高くなっており、無職、被用者の世帯で相対的に低くなっている。
- 被用者保険の適用拡大によって国保から異動するのは、被用者、無職が主に想定される。

### 市町村国保 加入者数 2,508万人



(出典) 厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」(令和4年度)

※ここでいう「所得」とは、「総所得金額及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えた所得総額(基礎控除前)に相当するものである。

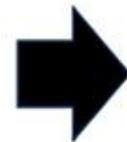
※平均世帯所得については、所得総額を世帯数で除して算出した世帯の平均額である。

## これまでの被用者保険の適用拡大による市町村国保の異動数・財政影響

	被用者保険の適用拡大の内容 (変更点は下線)	国保から異動する 被保険者数	財政影響 (※2)
平成24年制度改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週20時間以上</li> <li>・月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)</li> <li>・勤務期間1年以上</li> <li>・学生を除外</li> <li>・従業員501人以上の企業に適用</li> </ul>	▲15万人	+40億円
令和2年制度改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週20時間以上</li> <li>・月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)</li> <li>・勤務期間<u>2か月超</u></li> <li>・学生を除外</li> <li>・従業員<u>50人超の企業</u>に適用</li> <li>・<u>土業の個人事業所を適用業種に追加</u></li> </ul>	▲40万人	0億円
今回(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週20時間以上</li> <li>・<u>賃金要件撤廃</u></li> <li>・勤務期間2か月超</li> <li>・学生を除外</li> <li>・<u>企業規模要件撤廃</u></li> <li>・<u>5人以上個人事業所の非適用業種解消</u></li> </ul>	▲110万人 (○賃金要件 ▲30万人 ○企業規模要件▲55万人 ○非適用業種解消 ▲25万人)	+170億円

※1 異動、財政影響は各法改正時の医療保険部会で示した推計値

※2 「+」は財政改善を示す。



- 従前の改正と比較して、今回の見直し案において、**国保から異動する被保険者数が多い。**
- こうした被保険者数の減少に対しては、保険料水準統一、事務の効率化等の取組を進めるとともに、個別の保険者への影響も注視。
- 国保の構造的な課題への対応については、**今後の制度改革の中で検討。**

## 支援納付金の総額 (充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費<sup>(※)</sup> の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

## 後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】<sup>※ R10見込み、  
R8・9は8%（法定）</sup>

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた  
低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

## 国保と被用者保険

2,500万人

国保

【23%】

7,400万人

被用者保険

【68%】

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入  
及び低所得者への負担軽減あり)

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

## 被用者保険間

3,800万人

協会けんぽ

【30%】

2,700万人

健保組合

【28%】

940万人

共済  
組合等

【10%】

3,900億円程度

3,700億円程度

1,300億円程度

(労使折半)

事業主が0.4兆円程度を拠出

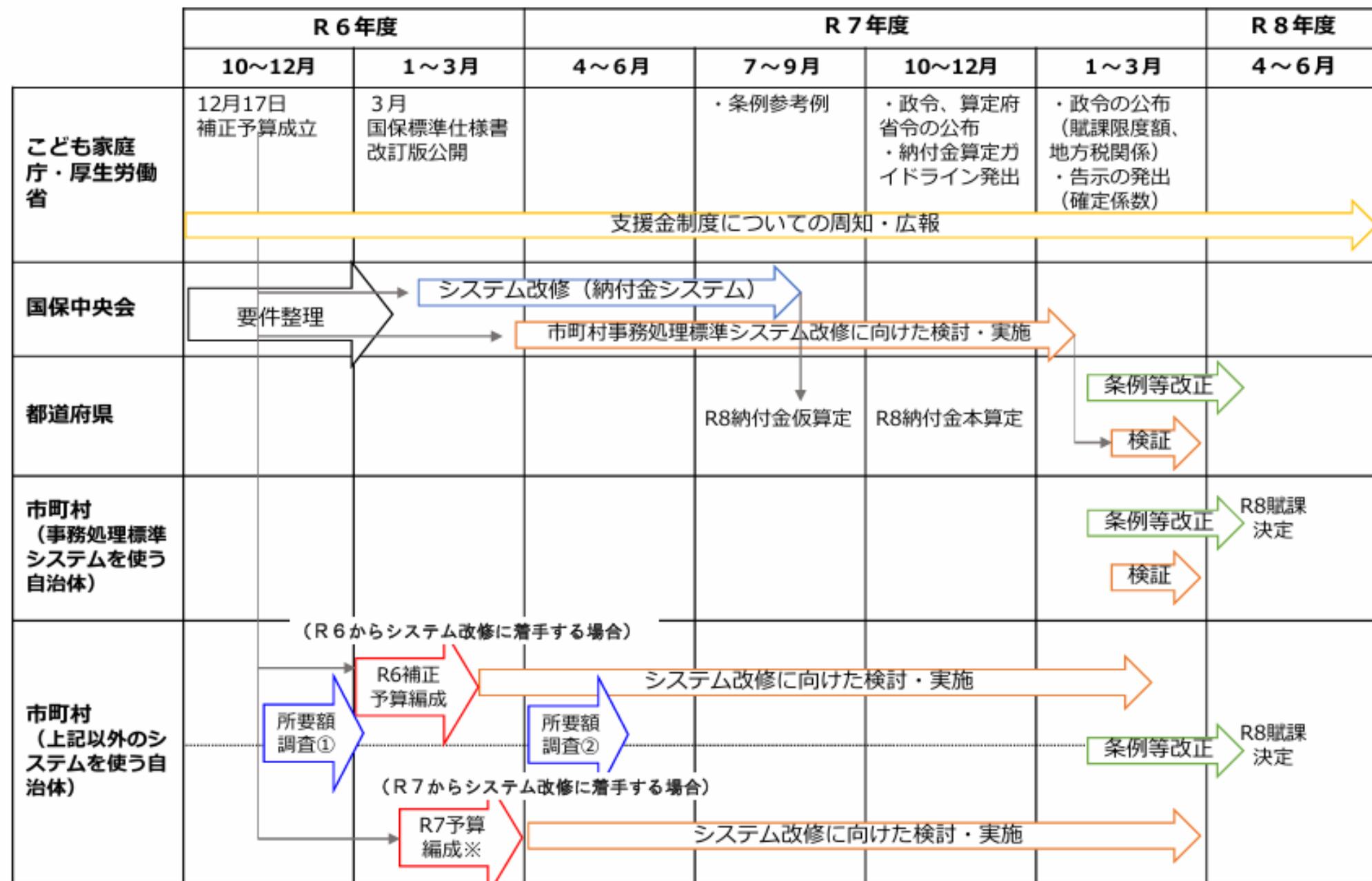
(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

# 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	<b>300円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	<b>400円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	<b>500円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	<b>10,800円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	<b>250円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	<b>350円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	<b>450円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	<b>10,200円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	<b>300円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	<b>400円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	<b>500円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	<b>11,300円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	<b>350円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	<b>450円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	<b>600円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	<b>11,800円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	<b>250円</b> 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	<b>300円</b> 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	<b>400円</b> 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	<b>7,400円</b> 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	6,300円	5.3%

# 支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。



## 国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み (イメージ図)

(18歳未満被保険者)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{市町村国保の} \\ \text{支援金 (保険料)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{資産割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array}$$

18歳未満均等割  
軽減額の総額

18歳以上  
被保険者数

18歳以上  
均等割額

(18歳以上被保険者)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{市町村国保の} \\ \text{支援金 (保険料)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{資産割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{18歳以上} \\ \text{均等割額} \\ \hline \end{array}$$

## 令和7年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）

令和7年1月  
健康医療部健康推進室国民健康保険課

## 【算定結果概要（令和7年1月 確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.30%	34,424円	33,574円	65万円
後期分	3.02%	11,034円	10,761円	24万円
介護分	2.56%	18,784円	0円	17万円

（参考：令和6年度本算定）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.56%	35,040円	34,803円	65万円
後期分	3.12%	11,167円	11,091円	22万円
介護分	2.64%	19,389円	0円	17万円

# 2025年度大阪府統一国保料年額

少し安くなったと言われているが・・・

- ①40歳代夫婦+中学生+小学生 ②65歳以上74歳未満夫婦  
③40歳代母+中学生+小学生

	所得0円			所得50万円			所得100万円		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③
2025	79,121	40,575	59,848	157,164	88,570	125,043	231,564	150,170	199,443
2024	80,850	41,492	61,171	160,794	90,710	127,996	237,394	154,110	204,596
2023	78,150	39,870	59,030	155,408	87,105	123,475	229,208	147,855	197,275
2022	73,001	37,250	55,125	145,214	81,412	115,421	214,464	138,262	184,671
2021	71,663	36,590	54,137	143,102	80,381	113,858	212,602	137,431	183,358
2020	74,583	37,922	56,252	148,785	83,161	118,234	220,785	179,783	190,234
2019	70,744	35,886	53,315	141,435	78,963	112,387	210,635	171,139	181,587
2018	65,915	33,766	49,850	131,942	74,447	105,167	196,892	161,582	170,117

# 収納率が下がっている

令和7年度標準収納率(現年分)

資料 7

- ①規模別標準収納率：規模別平均収納率から、1%を減じた値とする。  
 ②実収納率が規模別標準収納率を上回っている市町村には、当該上回っている値の2分の1を減じ、インセンティブとする。  
 ③規模別標準収納率を下回っている市町村には、実収納率に0.5%を加算し、収納率向上の努力分とする。

保険者名	規模区分	収納率			実収納率 【(直近値+ 最高値)/2】 A	規模別 平均 収納率	①規模別 標準収納率 ※(▲ 1.0%) B	A>B=イン A<B=努	標準収納率の算出過程			標準収納 率
		R3	R4	R5					②インセンティ ブ =上回っている値 の1/2	③努力分=+0.5 A+0.5 C      B>C=C C>B=B		
大阪市	10万人以上	92.07%	91.51%	91.05%	91.56%	91.73%	90.73%	イン	91.15%			91.15%
堺市	10万人以上	94.98%	94.59%	94.36%	94.67%			イン	92.70%			92.70%
豊中市	5万人以上	93.37%	92.82%	92.72%	93.05%	93.88%	92.88%	イン	92.97%			92.97%
高槻市	5万人以上	95.53%	94.71%	94.34%	94.94%			イン	93.91%			93.91%
枚方市	5万人以上	94.27%	95.16%	95.62%	95.62%			イン	94.25%			94.25%
吹田市	5万人以上	93.03%	92.36%	93.12%	93.12%			イン	93.00%			93.00%
東大阪市	5万人以上	94.85%	94.08%	93.71%	94.28%			イン	93.58%			93.58%
岸和田市	5万人未満	94.38%	94.04%	94.18%	94.28%			イン	93.49%			93.49%
池田市	5万人未満	94.01%	94.23%	93.86%	94.05%	イン	93.38%			93.38%		
泉大津市	5万人未満	94.11%	92.95%	93.43%	93.77%	イン	93.24%			93.24%		
貝塚市	5万人未満	94.98%	94.66%	94.28%	94.63%	イン	93.67%			93.67%		
守口市	5万人未満	91.47%	91.95%	92.16%	92.16%			努		92.66%	92.66%	92.66%
茨木市	5万人未満	94.57%	94.31%	94.48%	94.53%			イン	93.62%			93.62%

八尾市	5万人未満	92.50%	92.83%	92.28%	92.56%
泉佐野市	5万人未満	96.05%	95.27%	95.43%	95.74%
富田林市	5万人未満	96.49%	96.05%	95.69%	96.09%
寝屋川市	5万人未満	91.19%	90.81%	91.18%	91.19%
河内長野市	5万人未満	97.02%	96.55%	96.44%	96.73%
松原市	5万人未満	93.67%	92.81%	92.47%	93.07%
大東市	5万人未満	92.52%	92.97%	92.83%	92.90%
和泉市	5万人未満	94.51%	94.31%	94.07%	94.29%
箕面市	5万人未満	96.29%	96.08%	96.18%	96.24%
柏原市	5万人未満	94.57%	94.89%	94.10%	94.50%
羽曳野市	5万人未満	95.69%	94.71%	94.71%	95.20%
門真市	5万人未満	91.89%	91.05%	91.54%	91.72%
摂津市	5万人未満	92.63%	92.11%	91.71%	92.17%
高石市	5万人未満	95.00%	94.08%	94.20%	94.60%
藤井寺市	5万人未満	95.12%	94.07%	94.64%	94.88%
泉南市	5万人未満	93.60%	93.09%	92.59%	93.10%
交野市	5万人未満	97.06%	96.40%	96.49%	96.78%
阪南市	5万人未満	94.11%	94.06%	93.32%	93.72%
大阪狭山市	5万人未満	94.82%	94.73%	94.85%	94.85%

93.70%

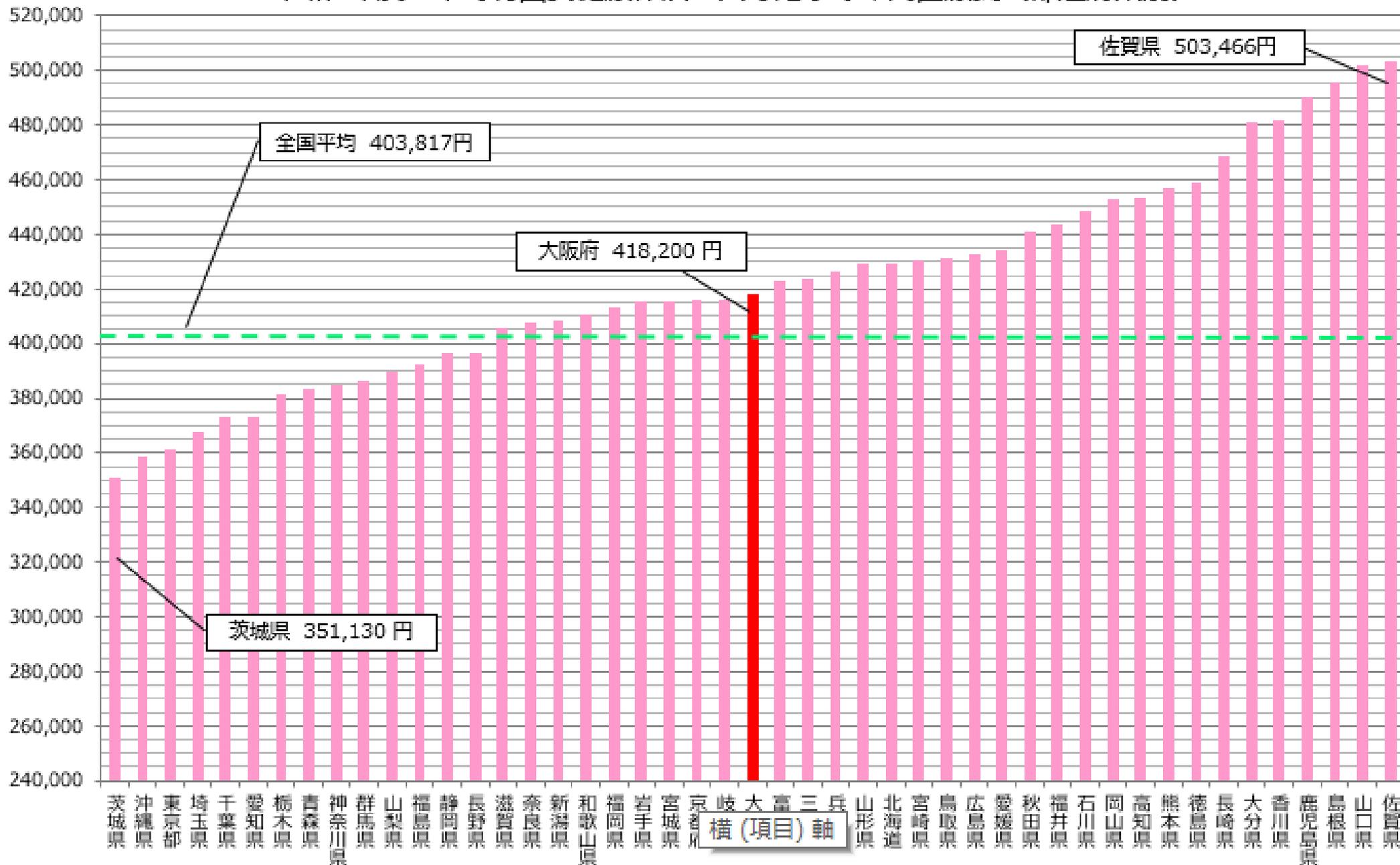
92.70%

努		93.06%	92.70%	92.70%
イン	94.22%			94.22%
イン	94.40%			94.40%
努		91.69%	91.69%	91.69%
イン	94.72%			94.72%
イン	92.89%			92.89%
イン	92.80%			92.80%
イン	93.50%			93.50%
イン	94.47%			94.47%
イン	93.60%			93.60%
イン	93.95%			93.95%
努		92.22%	92.22%	92.22%
努		92.67%	92.67%	92.67%
イン	93.65%			93.65%
イン	93.79%			93.79%
イン	92.90%			92.90%
イン	94.74%			94.74%
イン	93.21%			93.21%
イン	93.78%			93.78%

四條驛市	1万人未満	94.73%	94.72%	94.14%	94.44%	95.07%	94.07%	イン	94.26%			94.26%
熊取町	1万人未満	96.63%	95.90%	94.78%	95.71%			イン	94.89%			94.89%
島本町	1万人未満	97.50%	96.73%	97.16%	97.33%			イン	95.70%			95.70%
豊能町	1万人未満	97.08%	97.36%	96.89%	97.13%			イン	95.60%			95.60%
忠岡町	1万人未満	94.48%	93.44%	93.95%	94.22%			イン	94.15%			94.15%
岬町	1万人未満	94.75%	94.70%	94.84%	94.84%			イン	94.46%			94.46%
河南町	1万人未満	93.85%	93.04%	93.24%	93.55%			努		94.05%	94.05%	94.05%
能勢町	3千人未満	95.16%	94.02%	94.82%	94.99%	95.50%	94.50%	イン	94.75%			94.75%
田尻町	3千人未満	94.88%	94.86%	93.97%	94.43%			努		94.93%	94.50%	94.50%
太子町	3千人未満	96.90%	96.67%	95.44%	96.17%			イン	95.34%			95.34%
千早赤阪村	3千人未満	98.98%	99.61%	98.59%	99.10%			イン	96.80%			96.80%
府平均		94.68%	94.31%	94.18%	94.49%						93.77%	

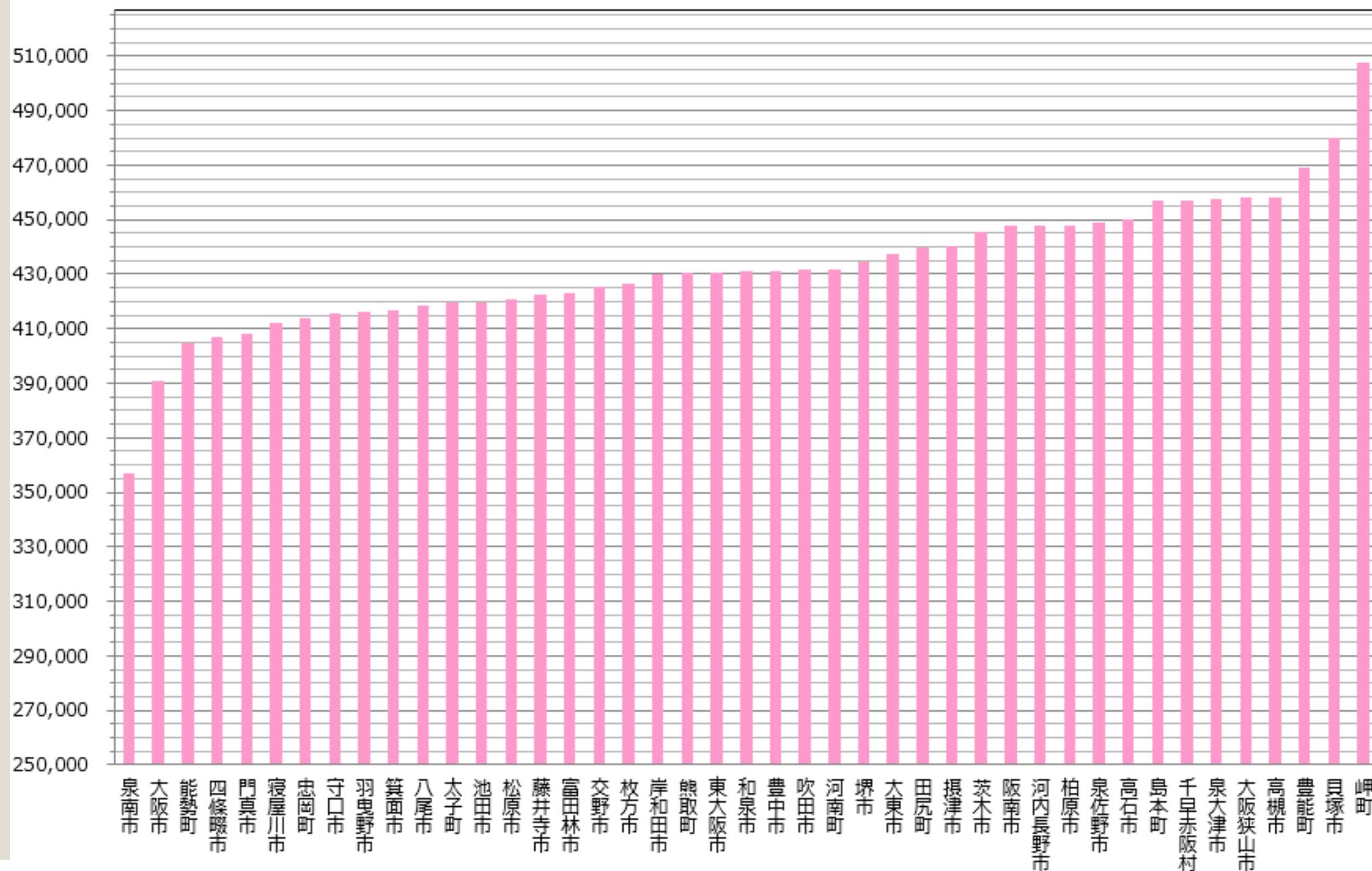
# 令和4年度 市町村国民健康保険 1人あたりの年間医療費（都道府県別）

単位：円

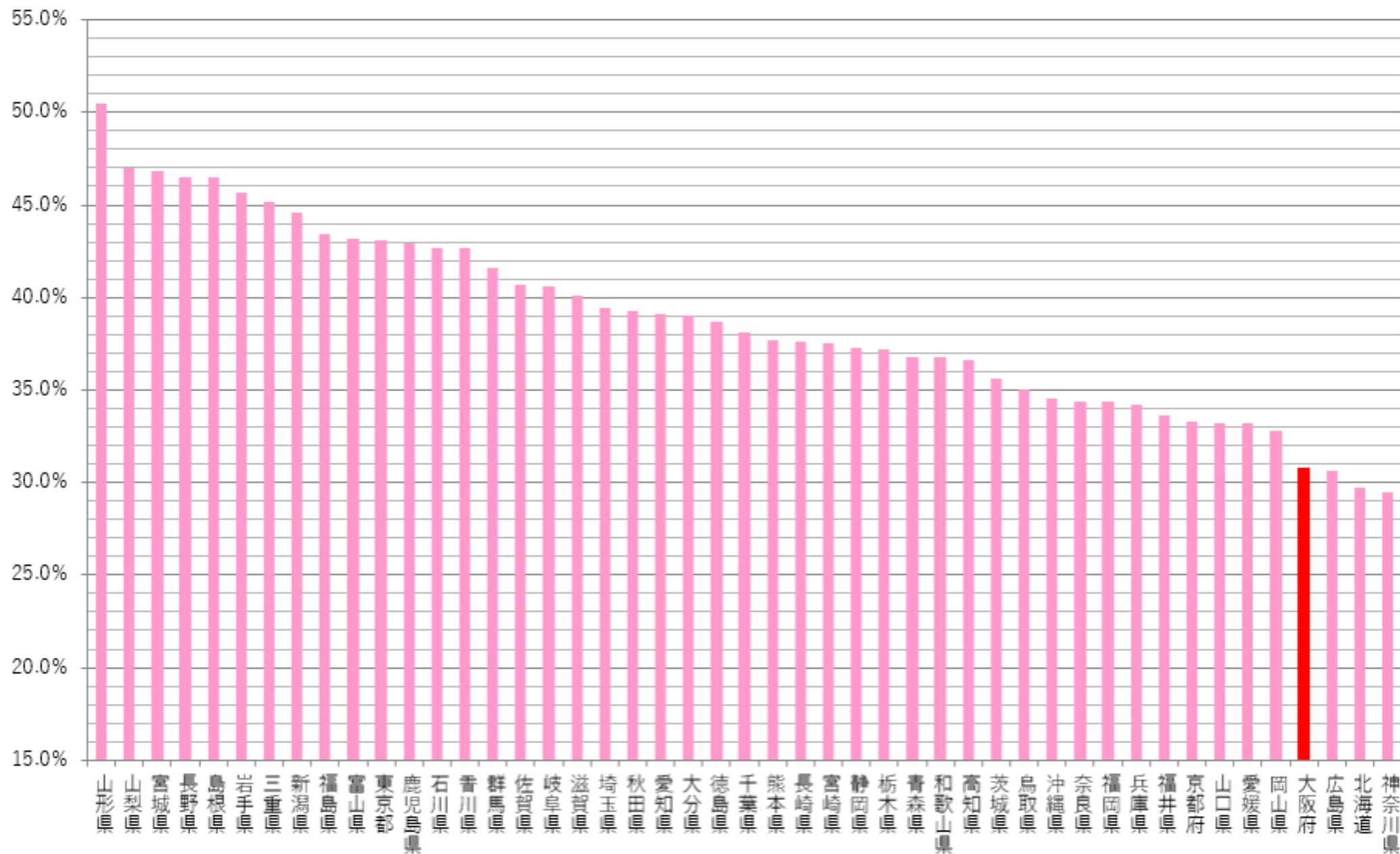


横(項目)軸

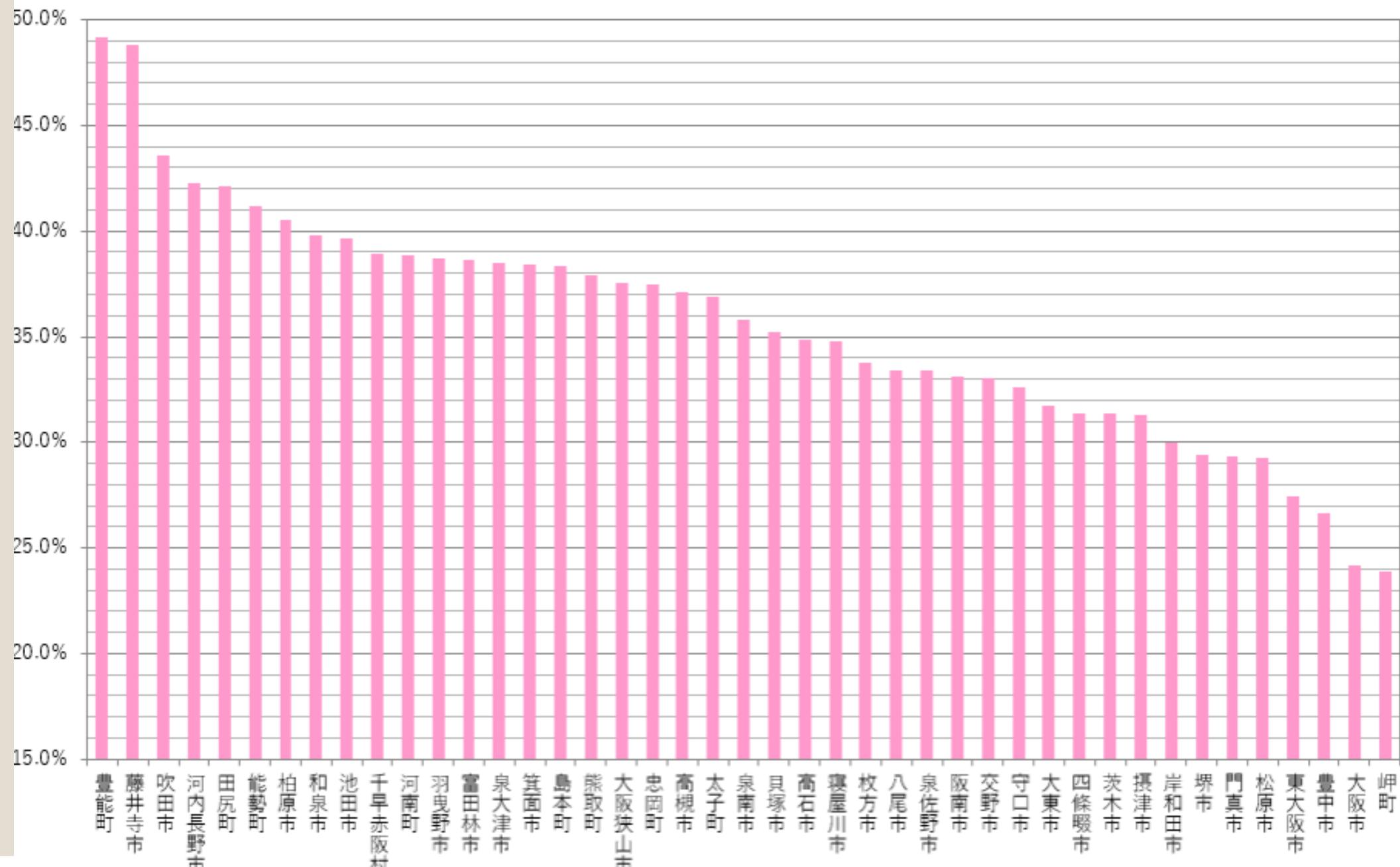
令和4年度 市町村国民健康保険 1人あたりの年間医療費（大阪府内市町村別）



## 令和4年度市町村国保特定健診受診率（都道府県別）



# 令和4年度市町村国保特定健診受診率（府内市町村別）



## (参考) 保険者種類別の実施状況 (2022年度)

### (1) 特定健診の保険者種類別の実施率

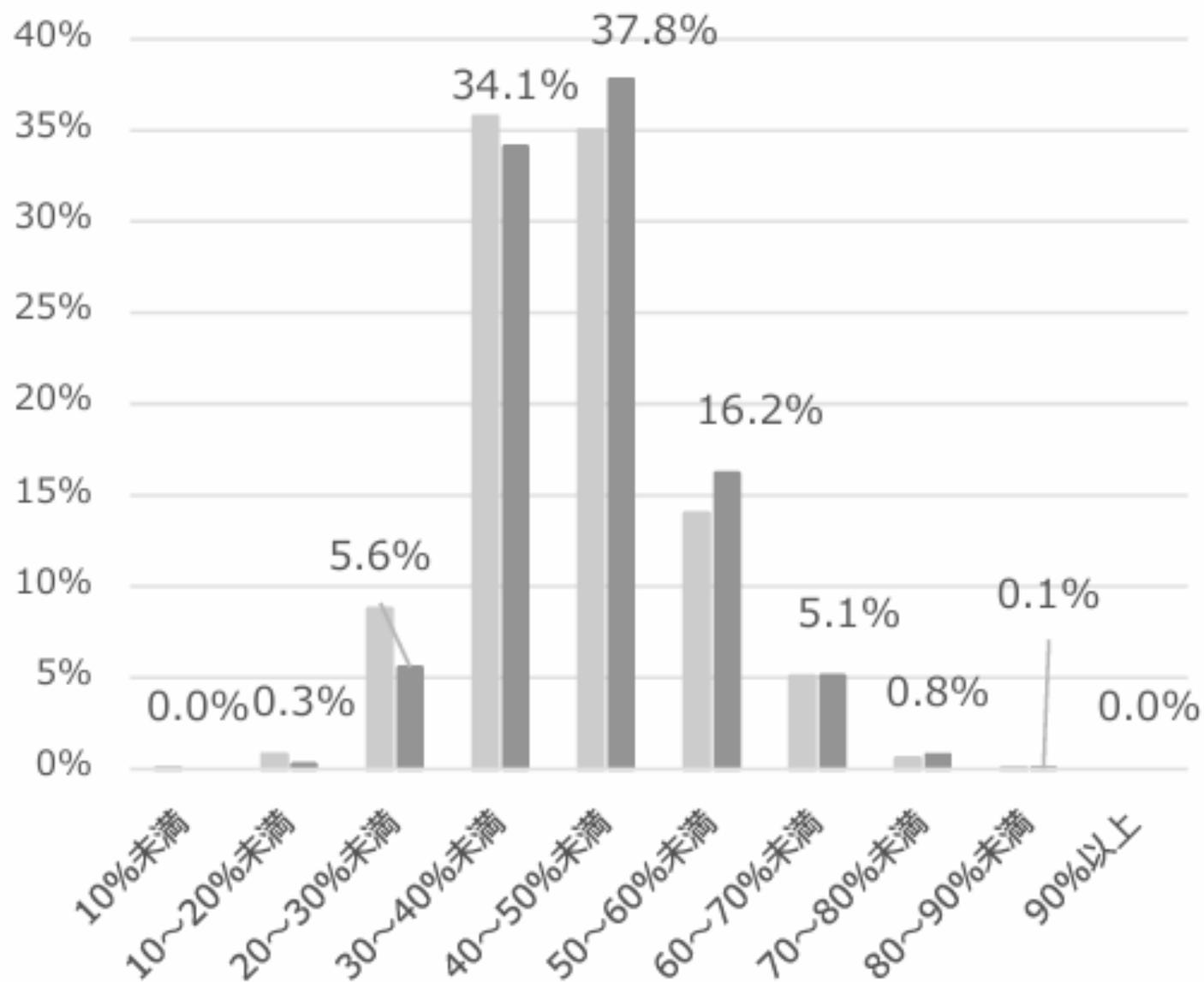
※上段 ( ) 内は、2022年度保険者数  
下段 ( ) 内は、2022年度特定健診対象者数

	総数 (3,367保険者) (5,380万人)	市町村国保 (1,738保険者) (1,787万人)	国保組合 (161保険者) (140万人)	全国健康保険協会 (1保険者) (1,862万人)	船員保険 (1保険者) (4.5万人)	健保組合 (1,381保険者) (1,241万人)	共済組合 (85保険者) (346万人)
2022年度	<b>58.1%</b>	<b>37.5%</b>	<b>51.0%</b>	<b>57.1%</b>	<b>52.2%</b>	<b>82.0%</b>	<b>81.4%</b>
2021年度	56.5%	36.4%	49.0%	55.9%	52.0%	80.5%	80.8%
2020年度	53.4%	33.7%	45.7%	52.3%	51.3%	77.9%	79.2%
2019年度	55.6%	38.0%	49.8%	53.7%	52.9%	79.0%	79.5%
2018年度	54.7%	37.9%	49.4%	52.2%	49.9%	78.2%	79.2%
2008年度	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	22.8%	59.5%	59.9%

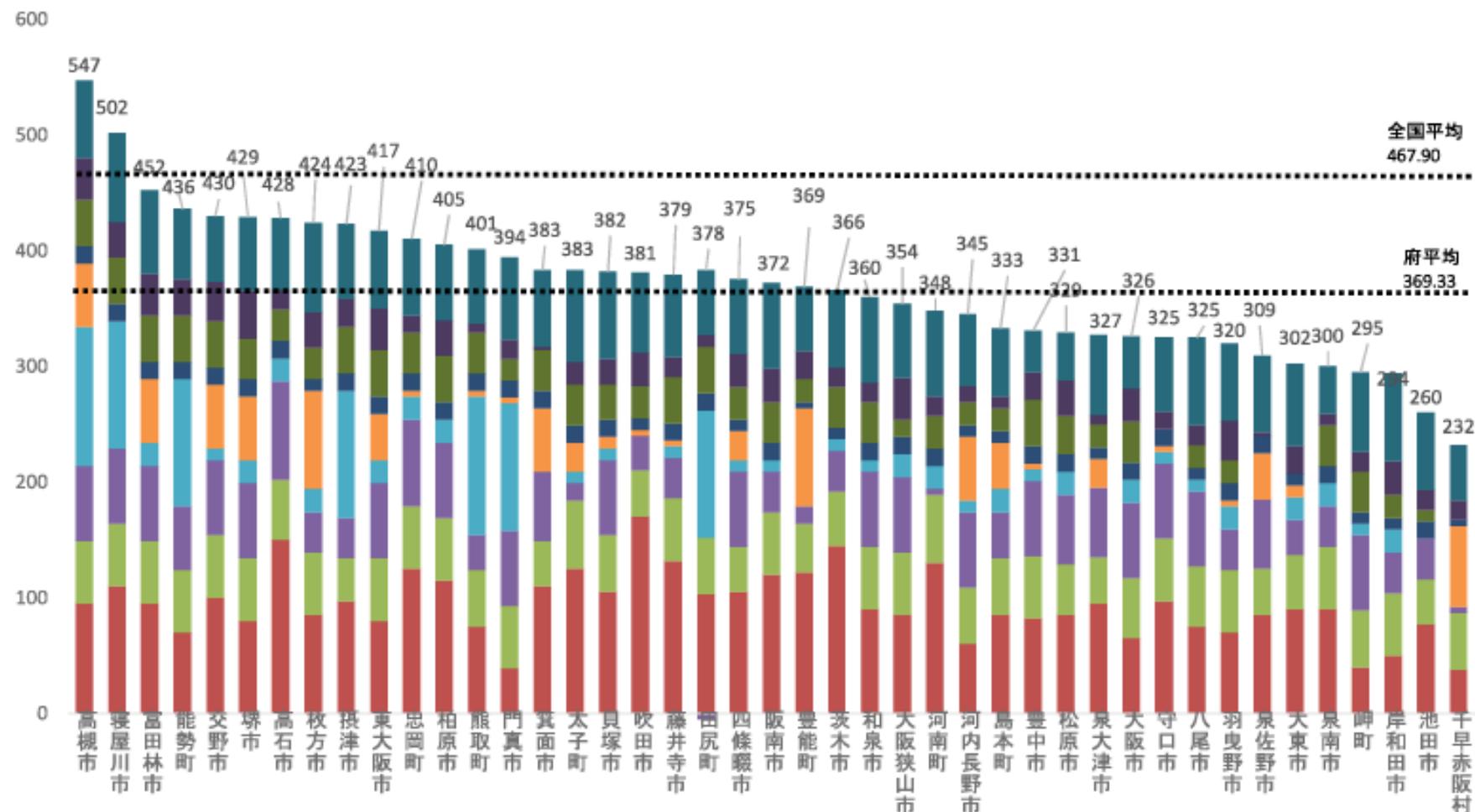
### (2) 特定保健指導の保険者種類別の実施率

	総数 (526万人)	市町村国保 (75万人)	国保組合 (13万人)	全国健康保険協会 (203万人)	船員保険 (0.8万人)	健保組合 (185万人)	共済組合 (50万人)
2022年度	<b>26.5%</b>	<b>28.8%</b>	<b>13.5%</b>	<b>17.5%</b>	<b>14.3%</b>	<b>34.0%</b>	<b>34.5%</b>
2021年度	24.6%	27.9%	13.2%	16.5%	13.4%	31.1%	31.4%
2020年度	23.0%	27.9%	11.6%	16.0%	11.7%	27.0%	30.8%
2019年度	23.2%	29.3%	10.1%	15.6%	10.3%	27.4%	30.7%
2018年度	23.2%	28.8%	10.1%	16.8%	8.4%	25.9%	30.8%
2008年度	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%

## 市町村国保



# 令和6年度 保険者努力支援制度(市町村分) (840点満点)



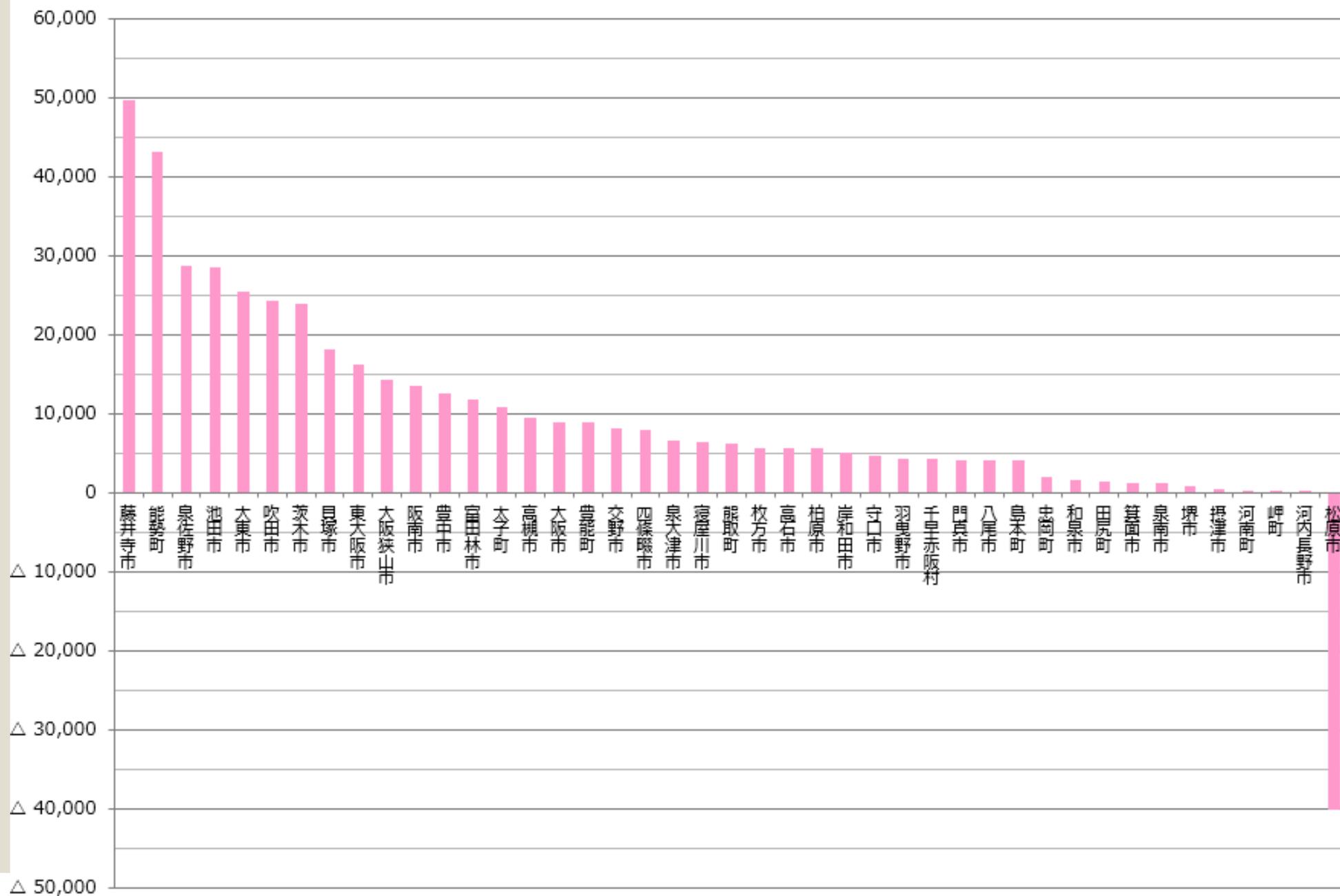
全国平均  
467.90

府平均  
369.33

- 共通1~3(特定健診、保健指導、メタボ減少)
- 共通4 個人インセンティブ
- 共通5 重複服薬
- 共通6 後発医薬品
- 固有1 収納率
- 固有2 データヘルス
- 固有3 医療費通知
- 固有4 地域包括
- 固有5 第三者求償
- 固有6 適正かつ健全な取組

市町村名	R5	R6
高槻市	3	1
寝屋川市	2	2
富田林市	4	3
能勢町	18	4
交野市	15	5
堺市	24	6
高石市	13	7
枚方市	11	8
摂津市	1	9
東大阪市	6	10
忠岡町	36	11
柏原市	17	12
熊取町	8	13
門真市	38	14
箕面市	8	15
太子町	21	15
貝塚市	5	17
吹田市	10	18
藤井寺市	14	19
田尻町	25	20
四條畷市	27	21
阪南市	26	22
豊能町	22	23
茨木市	7	24
和泉市	16	25
大阪狭山市	23	26
河南町	42	27
河内長野市	29	28
島本町	39	29
豊中市	12	30
松原市	20	31
泉大津市	28	32
大阪市	34	33
守口市	43	34
八尾市	35	34
羽曳野市	19	36
泉佐野市	30	37
大東市	31	38
泉南市	32	39
岬町	40	40
岸和田市	33	41
池田市	37	42
千早赤阪村	41	43

令和4年度 市町村国民健康保険財政 1人あたりの累積黒字・赤字（大阪府内市町村別）



# 国保料があがる要因

①医療費の増・・・医療費のトリック(2022年度医療費総額は46.7兆円となっているが給付費総額36.8兆円)

②被用者減・・・被用者保険の適用拡大

③都道府県単位化・保険料水準平準化の中で一般会計法定外繰り入れ激減

④こども子育て支援制度による保険料増

⇒国の政策の中で国保料が上がっているのだから、国庫負担増は当たり前のこと

長野県社保協・千葉県社保協  
吹田市・摂津市・貝塚市・熊取町から学び  
府内全市町村議会での意見書採択運動を

# 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願（陳情）書（案）

いま、重くのしかかる国保料（税）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇  
用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400  
億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引  
き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革ス  
タート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だ  
と要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が  
多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力  
是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知  
事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が  
必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差が  
あることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が  
大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

以上の趣旨から、〇〇議会においては、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣  
特命担当大臣に対して、以下の意見書の提出を決議していただくよう請願（陳情）いたします。

## 【請願（陳情）項目】

1. 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めること

## 2025年度5.6月議会日程

2025/4/28現在

		陳情請願締切・議運	開会日	閉会日	備考
1	大阪市	5月12日	5月15日	5月29日	
2	豊中市	5月15日	5月22日	6月23日	
3	池田市		6月5日	6月25日	
4	豊能町				ホームページ更新無し
5	能勢町				ホームページ更新無し
6	箕面市	6月3日	6月5日	6月25日	
7	高槻市	6月2日	6月5日	6月24日	
8	島本町				ホームページ更新無し
9	茨木市				ホームページ更新無し
10	吹田市				ホームページ更新無し
11	摂津市	6月2日	6月12日	6月27日	
12	守口市				ホームページ更新無し
13	門真市		6月6日	6月24日	
14	大東市		6月2日	6月25日	
15	四條畷市		6月6日	6月23日	
16	寝屋川市				ホームページ更新無し
17	枚方市	5月9日	5月16日		
18	交野市		6月2日	6月25日	
19	東大阪市				ホームページ更新無し
20	八尾市	5月27日	6月12日	7月4日	
21	柏原市		5月29日	6月30日	
22	松原市		6月17日	7月7日	

23	羽曳野市		6月5日	6月30日	
24	藤井寺市		6月10日	7月3日	
25	大阪狭山市	5月8日	5月14日		
26	富田林市		6月3日	6月23日	
27	太子町				ホームページ更新無し
28	河南町				ホームページ更新無し
29	千早赤阪村				ホームページ更新無し
30	河内長野市		6月2日	6月25日	
31	堺市	5月9日	5月13日	6月16日	
32	和泉市		6月30日	7月8日	
33	高石市				ホームページ更新無し
34	泉大津市		6月18日	6月27日	
35	忠岡町				ホームページ更新無し
36	岸和田市		6月23日	7月4日	
37	貝塚市	6月6日	6月18日	6月30日	
38	泉佐野市				ホームページ更新無し
39	田尻町				ホームページ更新無し
40	熊取町	5月27日			
41	泉南市				ホームページ更新無し
42	阪南市				ホームページ更新無し
43	岬町	5月28日	6月4日	6月27日	